



# 宮 崎 県 公 報

令和5年6月26日(月曜日) 第418号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 規 則

○旅費の支払事務に関する規則の一部を改正する  
規則……………(会計課) 1

### 告 示

- 生活保護法に基づく施術者の指定……………(福祉保健課) 2
- 保安林の指定予定の通知(2件)……………(自然環境課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更(2件)……………( “ ” ) 3
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先

- 人不明について……………(自然環境課) 3
- 道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 3
- 道路の供用の開始(2件)……………( “ ” ) 4

### 公 告

- 土地改良区の役員の退任の届出……………(農村整備課) 4
- 入札公告…………… 4

### 公安委員会告示

- 地域交通安全活動推進委員の委嘱…………… 6
- 特別遊泳場の指定…………… 9

### 選挙管理委員会告示

- 不在者投票のできる施設の指定変更…………… 9

## 規 則

旅費の支払事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第37号

#### 旅費の支払事務に関する規則の一部を改正する規則

旅費の支払事務に関する規則(平成元年宮崎県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
(支出負担行為の整理区分)				(支出負担行為の整理区分)			
第7条 支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な主な書類は、別表第2のとおりとする。				第7条 支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な主な資料は、別表第2のとおりとする。			
2 [略]				2 [略]			
(資金前渡及び概算払の精算)				(資金前渡及び概算払の精算)			
第8条 [略]				第8条 [略]			
2 概算払に係る旅費の精算をしようとする場合において、精算額が概算払を受けた額と同額であるときは、旅行命令書に精算完了の旨を記載し所属長の確認を受けて精算とする。				2 概算払に係る旅費の精算をしようとする場合において、精算額が概算払を受けた額と同額であるときは、 <u>旅行命令書(当該旅行命令書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。別表第2及び別表第3において同じ。)</u> に精算完了の旨を記載又は記録し、 <u>所属長又は支出命令を専決した者の確認を受けて精算とする。</u>			
				3 <u>前項の規定による記載については、宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年宮崎県条例第47号)第3条の規定は、適用しない。</u>			
別表第2(第7条関係)				別表第2(第7条関係)			
支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	支出負担行為兼支出命令書に証拠書類として添付する主な書類	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な資料	支出負担行為兼支出命令書に証拠書類として添付する主な書類

[略]	1 [略] 2 証明書
-----	----------------

[略]	1 [略] 2 証明書（ <u>会計管理者が別に定めるものに限る。</u> ）
-----	--

別表第 3（第 7 条関係）

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	支出負担行為兼支出命令書等に証拠書類として添付する主な書類
[略]	[略]			
過払金等の戻入	[略]		1～3 [略] 4 その他戻入の起因を明らかにした書類	1 [略] 2 証明書
[略]				

別表第 3（第 7 条関係）

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な資料	支出負担行為兼支出命令書等に証拠書類として添付する主な書類
[略]	[略]			
過払金等の戻入	[略]		1～3 [略] 4 その他戻入の起因を明らかにした資料	1 [略] 2 証明書（ <u>会計管理者が別に定めるものに限る。</u> ）
[略]				

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

**告 示**

宮崎県告示第 490 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和 5 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
長谷川 梓 訪問鍼灸院みこと	日向市梶木町 1 丁目 57 番 1	令和 5 年 6 月 1 日
友松 美結 訪問鍼灸院みこと	日向市梶木町 1 丁目 57 番 1	令和 5 年 6 月 1 日
椎葉 ひろみ 訪問マッサージハートナー日向	日向市上町 2-14	令和 5 年 5 月 31 日

宮崎県告示第 491 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 5 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字堂ノ下 264-1、264-2、264-5、269、271-1、271-2、276-1、276-2、277-4、282-4、289-1、289-5 から 289-7 まで、289-21、289-23、289-25、291-3、291-5、291-14、291-15、291-20、291-22、297-4、298、299-1 から 299-4 まで、314-1、335-1、335-3、335-5、336-4 から 336-8 まで、336-13、336-21、336-29、338-1、338-2、字細目 321-1 から 321-5 まで、321-7、321-15 から 321-17 まで、321-24、321-26、321-27、321-29、321-30、321-39、321-41 から 321-43 まで、321-45、321-46、339-2、339-3、339-26 から 339-38 まで、339-40 から 339-44 まで、339-73、339-77、339-78、339-80、339-81、339-88、339-89、339-91、339-92、339-108、339-111、339-114、339-115、339-119、339-125、339-127、339-130、339-146、339-148、339-155、339-156、340-14、340-16 から 340-18 まで、341-1、341-2、343、349-7、349-8、349-10 から 349-15 まで、349-17、349-21、349-22、349-27、349-28、364-1、364-2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第492号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年6月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字中之又字莫木 103-1
- 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字莫木 103-1 (次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第493号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年6月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 串間市大字大納字西野 493-イ
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第494号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年6月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第495号

保安林の指定施業要件の変更予定(令和5年宮崎県告示第415号)に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する美郷町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年6月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 掲示場所及び所在が不明な者の氏名  
美郷町役場  
岩倉幸一、甲斐甚作、中田爲市
- 通知の要旨
  - 保安林の指定施業要件を変更する予定である。
  - 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和5年宮崎県告示第415号によること。

#### 宮崎県告示第496号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年6月26日から同年7月10日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
30	県道	えびの高原小田線	えびの市大字東長江浦	旧	11.1~41.7	129.8
			作鹿倉国有林小班から同市同大字作鹿倉国有林小班まで	新	20.6~59.8	113.4

宮崎県告示第 497号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 5 年 6 月 26 日から同年 7 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
215	県道	板上曾 木線	延岡市北方 町板下字片 地戎66番乙 地先から同 市同町板下 同字戎66番 1 地先まで	旧	10.0～ 23.2	42.4
				新	10.0～ 26.3	42.4

宮崎県告示第 498号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 5 年 6 月 26 日から同年 7 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
30	県道	えびの 高原小 田線	えびの市大 字東長江浦 作鹿倉国有 林3062-ち 林小班から 同市同大字 作鹿倉国有 林3062-ち 林小班まで	令和 5 年 6 月 28 日

宮崎県告示第 499号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 5 年 6 月 26 日から同年 7 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	板上曾	延岡市北方	令和 5 年 6 月 26 日

	木線	町板下字片 地戎66番乙 地先から同 市同町板下 同字戎66番 1 地先まで	
--	----	---	--

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 5 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	舩 田 学	東諸県郡綾町大字入野2255番地

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 5 年 6 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 初動捜査支援システムの賃貸借及び保守
- (2) 借入物品及び数量 初動捜査支援システム一式
- (3) 借入物品の特質等 仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まで
- (5) 納入場所 仕様書のとおり
- (6) 要求所属 宮崎県警察本部刑事部刑事企画課 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号 郵便番号 880-8509 電話番号 0985 (31) 0110
- (7) 入札方法 (2)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料（保守料を含む）の 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100分の 10に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 3 の規定による契約であり、県は、上記 1 (4)の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和5年宮崎県告示第120号に規定する資格を有する者であること。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にとっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)~(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸し付けることが可能であることを証明した者であること。
- (6) 経営者等(法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされてない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

#### 4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、競争入札参加申請書(別記様式1)に必要書類を添付して、令和5年8月22日(火)午後5時までに下記13の場所に提出しなければならない。

提出方法については、持参又は送付(書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。)により提出(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)すること。

また、納入する物品が仕様を満たしているか、令和5年8月1日(火)午後5時までに要求所属へ審査書類を提出し、要求所属の技術審査(書面審査)を受けること。

審査書類の提出方法については、要求所属に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とするが、郵送の場合は、令和5年7月31日(月)必着とする。

入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

#### 5 契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)に掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

#### (2) 申請書類の受付期間

令和5年6月26日(月)から令和5年8月22日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

#### 6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110
- (2) 期間 令和5年6月26日(月)から令和5年8月23日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

#### 7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
  - (2) 期間 令和5年6月26日(月)から令和5年8月1日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- ※郵送により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。

#### 8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号
- (2) 期限 令和5年8月24日(木)午後3時 ※送付にあっては、下記13の場所に令和5年8月23日(水)午後5時必着とする。
- (3) 方法 持参又は送付(書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。)

#### 9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室
- (2) 日時 令和5年8月24日(木)午後3時

#### 10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

#### 11 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

#### 12 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

#### 13 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

#### 14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 15 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased : Lease of the Initial Investigation Support System and the Maintenance, 1 sets
- (2) Time-limit for tender : 3:00 p.m. 24 August, 2023 (tenders submitted by post 5:00 p.m. 23 August, 2023)
- (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

### 公安委員会告示

#### 宮崎県公安委員会告示第47号

道路交通法（昭和35年法律第 105号）第 108条の29第 1 項、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 7 号）第 1 条第 1 項、宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第 8 号）第 41条の規定により地域交通安全活動推進委員として、次のとおり 178名を令和5年4月1日付けで委嘱した。

令和5年6月26日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

## 地域交通安全活動推進委員名簿

番号	氏 名	住 所
宮崎北地区地域交通安全活動推進委員 (30名)		
1	小林 睦代	宮崎市阿波岐原町
2	外山 一利	宮崎市大字大瀬町
3	岡元 和美	宮崎市橘通東
4	荒川 幸子	宮崎市橘通東
5	太田 修子	宮崎市北権現町
6	横山 公美	宮崎市大字塩路
7	大野 守義	宮崎市下原町
8	日高 彬	宮崎市池内町
9	山口 恵造	宮崎市佐土原町下田島
10	古賀 恵子	宮崎市宮田町
11	藤澤 義人	宮崎市松山
12	田中 誠	宮崎市大字新名爪
13	佐藤 徳雄	宮崎市大島町
14	久吉 勝幸	宮崎市大字瓜生野
15	下田 研士	宮崎市宮崎駅東
16	古澤 末紘	宮崎市神宮西
17	股野 昭子	宮崎市平和が丘北町
18	川越 武男	宮崎市大字堤内
19	山鹿 素幸	宮崎市佐土原町上田島
20	鮫島 博男	宮崎市松橋
21	吉岡 潤朗	宮崎市佐土原町下田島
22	兒玉 真治	宮崎市大字島之内
23	安藤 久男	宮崎市山崎町
24	鶴森 和憲	宮崎市佐土原町東上那珂
25	河村 光一	宮崎市昭和町
26	小島 通史	宮崎市稗原町
27	中田 善雄	宮崎市船塚
28	比江島 宏	宮崎市東大宮
29	那須 隆	宮崎市大字島之内
30	角田 悦子	宮崎市高洲町
宮崎南地区地域交通安全活動推進委員 (19名)		
31	松下 進一	宮崎市月見ヶ丘
32	日高 成子	宮崎市大字熊野
33	延原 一夫	宮崎市生目台東
34	櫛間 育代	宮崎市大字恒久
35	西原 浄子	宮崎市大塚台東
36	中渡瀬 瑞代	宮崎市月見ヶ丘
37	桑本 エイ子	宮崎市清武町今泉甲
38	長友 睦子	宮崎市大字熊野
39	甲斐 孝子	宮崎市大字恒久
40	河野 利昭	宮崎市大字熊野
41	中川 一夫	宮崎市大塚台西
42	米良 久美	宮崎市大塚町
43	高妻 江里子	宮崎市大字鏡洲
44	森 茂	宮崎市月見ヶ丘
45	島田 美紀子	宮崎市清武町加納乙
46	長倉 春義	宮崎市大字熊野
47	藤山 富美郎	宮崎市月見ヶ丘
48	吉永 由美	宮崎市大字熊野
49	坂元 嘉代子	宮崎市源藤町

番号	氏 名	住 所
日南地区地域交通安全活動推進委員 (12名)		
50	渡邊 豊志美	日南市西弁分
51	田吉 啓泰	日南市大字益安
52	渡邊 倫章	日南市北郷町北河内
53	川口 一二三	日南市大字酒谷甲
54	杉富 正	日南市吾田西
55	後藤 文良	日南市大字楠原
56	米良 浩之	日南市大字宮浦
57	後藤 逸郎	日南市瀬貝
58	川越 紘義	日南市大字板敷
59	森 建夫	日南市瀬貝
60	福山 秀幸	日南市南郷町中村乙
61	河野 孔秋	日南市大字萩之嶺
串間地区地域交通安全活動推進委員 (6名)		
62	古川 義三	串間市大字南方
63	内田 謙吾	串間市大字西方
64	三好 多美雄	串間市大字西方
65	児玉 裕二	串間市大字西方
66	阿萬 光弘	串間市大字市木
67	前田 忠利	串間市大字串間
都城地区地域交通安全活動推進委員 (25名)		
68	久保田 勝	都城市郡元
69	深港 清美	都城市広原町
70	中馬 久徳	都城市鷹尾
71	尾堂 孝	都城市美川町
72	永友 幸哉	都城市高崎町大牟田
73	和田 彰一	都城市乙房町
74	宮之原 博	都城市高城町桜木
75	中山 恵子	都城市梅北町
76	佐土平 澄則	北諸県郡三股町五本松
77	鬼束 利男	都城市安久町
78	原田 恵子	都城市上東町
79	小田原 司	都城市高崎町笛水
80	大工 紀章	都城市下川東
81	下川 光男	都城市高城町石山
82	中原 誠一郎	北諸県郡三股町大字樺山
83	岩元 定男	都城市東町
84	小松 房人	都城市早水町
85	松山 千枝	都城市中原町
86	堀内 慶	都城市南鷹尾町
87	福島 真吾	北諸県郡三股町大字樺山
88	川越 正美	都城市山之口町花木
89	平嶋 弘平	都城市前田町
90	別府 悟	北諸県郡三股町大字餅原
91	永山 透	都城市南横市町
92	迫田 登志夫	北諸県郡三股町大字樺山

番号	氏 名	住 所
小林地区地域交通安全活動推進委員 (10名)		
93	溝 口 誠 二	小林市北西方
94	平 川 軍 二	小林市南西方
95	内 一 幸	小林市北西方
96	清 水 公 雄	西諸県郡高原町大字後川内
97	横 山 章 司	小林市須木中原
98	伊 藤 榮三郎	小林市堤
99	西 山 洋 子	小林市水流迫
100	黒 木 美 穂	小林市堤
101	加 藤 シゲ子	小林市野尻町東麓
102	ハヶ代 朝 子	小林市南西方
えびの地区地域交通安全活動推進委員 (6名)		
103	野 田 勤	えびの市大字末永
104	赤 川 一 郎	えびの市大字小田
105	金 丸 重 年	えびの市大字原田
106	上 原 康 雄	えびの市大字大河平
107	吉 田 勉	えびの市大字小田
108	白 石 郁 文	えびの市大字岡松
高岡地区地域交通安全活動推進委員 (7名)		
109	松 浦 正 明	東諸県郡綾町大字入野
110	三 好 幹 夫	宮崎市高岡町五町
111	山 口 孝	東諸県郡国富町大字八代北保
112	緒 方 貢	東諸県郡国富町大字本庄
113	杉 元 憲 司	宮崎市高岡町内山
114	中 村 文 明	東諸県郡綾町大字入野
115	山 元 千 秋	宮崎市高岡町浦之名
西都地区地域交通安全活動推進委員 (6名)		
116	酒 井 良 子	西都市大字鹿野田
117	市 川 春 男	西都市上町
118	中 武 正 文	児湯郡西米良村大字村所
119	斉 藤 良 美	西都市大字藤田
120	江 藤 義 郎	西都市右松
121	奥 口 一 人	西都市大字右松
高鍋地区地域交通安全活動推進委員 (12名)		
122	友 草 孝 一	児湯郡高鍋町大字北高鍋
123	西 村 佳 之	児湯郡川南町大字川南
124	黒 木 元 實	児湯郡都農町大字川北
125	高 穂 京 子	児湯郡新富町大字新田
126	塩 月 一 男	児湯郡都農町大字川北
127	岩 本 嘉 之	児湯郡高鍋町大字高鍋町
128	黒 木 幸 子	児湯郡川南町大字川南
129	緒 嶋 重 秋	児湯郡木城町大字椎木
130	山 崎 洋	児湯郡高鍋町大字南高鍋
131	坂 本 信 子	児湯郡高鍋町大字上江
132	甲 斐 恵 子	児湯郡木城町大字椎木
133	岩 田 博	児湯郡川南町大字川南

番号	氏 名	住 所
日向地区地域交通安全活動推進委員 (14名)		
134	鈴 木 克 裕	東臼杵郡椎葉村大字下福良
135	黒 木 清 人	日向市大字財光寺
136	河 埜 敏 彦	日向市美々津町
137	三 浦 一 郎	日向市大字平岩
138	森 川 義 勝	日向市大字日知屋
139	落 合 千 里	日向市鶴町
140	黒 木 洋 子	東臼杵郡門川町南町
141	西 俣 文 子	日向市大字塩見
142	吉 田 耕 一	東臼杵郡門川町平城東
143	福 良 信 一	日向市東郷町山陰丙
144	宮 田 武	東臼杵郡美郷町北郷入下
145	中 田 広 喜	東臼杵郡美郷町西郷田代
146	岩 田 仲 生	東臼杵郡美郷町南郷鬼神野
147	川 崎 聡 志	東臼杵郡諸塚村大字家代
延岡地区地域交通安全活動推進委員 (24名)		
148	加 藤 旺	延岡市緑ヶ丘
149	大 野 康 男	延岡市北方町曾木子
150	柴 歳 治	延岡市北浦町市振
151	吉 村 三枝子	延岡市塩浜町
152	富 山 公 瑞	延岡市川島町
153	小 野 剛 希	延岡市山下町
154	後 藤 博 文	延岡市長浜町
155	山 本 盛 男	延岡市平原町
156	鳥 飼 幸 広	延岡市栗野名町
157	岩 切 重 雄	延岡市伊形町
158	永 田 照 美	延岡市北方町蔵田辰
159	森 口 正 輝	延岡市富美山町
160	林 田 タケ子	延岡市塩浜町
161	梶 本 幸 延	延岡市無鹿町
162	兒 玉 勝 正	延岡市北川町長井
163	佐 藤 良 子	延岡市出北
164	富 山 雅 章	延岡市古城町
165	矢 野 純 雄	延岡市北川町川内名
166	梶 原 順 子	延岡市川原崎町
167	石 川 幸 憲	延岡市北浦町
168	姫 井 康 弘	延岡市長浜町
169	壺 野 剛	延岡市緑ヶ丘
170	福 永 康 男	延岡市土々呂町
171	黒 木 研二郎	延岡市出北
高千穂地区地域交通安全活動推進委員 (7名)		
172	佐 藤 成 志	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内
173	飯 干 徳 男	西臼杵郡高千穂町大字向山
174	富 高 リエ子	西臼杵郡高千穂町大字押方
175	清 田 志穂美	西臼杵郡高千穂町大字田原
176	甲 斐 亮 平	西臼杵郡日之影町大字七折
177	寺 本 俊 文	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所
178	佐 藤 毅	西臼杵郡高千穂町大字岩戸



## 宮崎県公安委員会告示第50号

宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例  
(平成4年宮崎県条例第37号)第8条第2項の規定により、次のと  
おり特別遊泳場を指定する。

令和5年6月26日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

海水浴場等の 名 称	所 在 地	指 定 期 間
青島海水浴場	宮崎市青島2丁目 669 番地1の先	令和5年7月1日から 同 年8月27日まで
白浜海水浴場	宮崎市大字折生迫1707 番地の先	令和5年7月1日から 同 年8月27日まで
富士海水浴場	日南市大字富士字金ヶ 脇	令和5年7月2日から 同 年8月31日まで
大堂津海水浴 場	日南市大堂津 大堂津 海浜	令和5年7月8日から 同 年8月31日まで
日南市 栄松ビーチ	日南市南郷町中村乙41 78番地1	令和5年7月16日から 同 年8月27日まで
高鍋海水浴場	高鍋町蚊口浜海岸	令和5年7月20日から 同 年8月28日まで

## 選挙管理委員会告示

## 宮崎県選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4  
項第2号の規定により、不在者投票のできる施設の指定を次のと  
おり変更した。

令和5年6月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

名 称	変更 事由	新旧 の別	変 更 内 容
医療法人文誠会 なんごう病院	名称	新	医療法人文誠会なんごう病院
		旧	医療法人文誠会百瀬病院

--	--